

## 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会規約

### (名 称)

第1条 本協議会は、京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、京都府産の安心・安全で高品質な農林水産物・加工品の輸出に係る現地調査、国内外での行催事の企画・調整等に取り組むとともに、輸出に取り組む意欲又は関心のある団体・企業等を対象に広く情報提供やセミナーの開催を行い、京都府産農林水産物・加工品の輸出促進を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 京都府産農林水産物・加工品の輸出促進に係る普及啓発及び広報に関すること
- (2) 京都府産農林水産物・加工品の輸出促進に係る国内外での行催事等に関すること
- (3) 京都府産農林水産物・加工品の輸出に係る知的財産保護に関すること
- (4) その他、本協議会目的達成に必要な事項

### (組 織)

第4条 協議会は、正会員及び活動会員で構成する。

- 2 正会員は、協議会の目的に賛同する農林水産物及び加工品の輸出に係る府内の団体、関係機関等とし、協議会の運営及び事業に参画する。
- 3 活動会員は、協議会の目的に賛同する団体・企業等とし、第8条の専門部会の事業に参画する。
- 4 協議会に、役員として会長1名、会長代行1名、副会長2名、監事2名以下を置く。
- 5 前項の役員は、次の各号に掲げる役職について当該各号に定める職にある者をもって充てる。
  - (1) 会長 京都府農林水産部長
  - (2) 会長代行 京都府商工労働観光部長
  - (3) 副会長 京都府農業協同組合中央会専務理事及び京都府森林組合連合会代表理事専務
  - (4) 監事 全国農業協同組合連合会京都府本部副本部長及び公益財団法人京都産業21クール京都推進部長

### (役員の仕事及び任期)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理するとともに、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 副会長は、会長及び会長代りを補佐し、会長及び会長代行に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 役員は、正会員の互選により選出し、任期は1か年とする。ただし再選を妨げない。

### (総 会)

第6条 総会は、毎年度1回会長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画及び予算、決算に関すること
- (2) 規約の改廃に関すること
- (3) 役員を選出
- (4) その他、会長が必要と認める事項

- 2 総会の議長は、総会において出席会員の中から互選する。

- 3 総会は、正会員の2分の1以上の出席を以って成立する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意によって成立する。賛否同数の場合、議長の決するところによる

#### (議事録)

第7条 総会の議事は、議事録に記載し、議長及び議事録署名人2名の捺印を要する。

#### (部 会)

第8条 本協議会の業務を円滑に行うため、本協議会の下に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### (入 会)

第9条 正会員として入会しようとするものは、会長に入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 活動会員として入会しようとするものは、所属しようとする部会を通じて会長に入会申込書を提出し、会長が適当と認めるものとする。

#### (退 会)

第10条 正会員は、退会しようとする時は、その旨を会長に届けなければならない。

- 2 活動会員は、退会しようとする時は、その旨を所属する専門部会に届けなければならない。

#### (会 計)

第11条 協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### (年度会計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

#### (事務局)

第13条 協議会に事務局をおき、事務をつかさどるとともに、第3条に掲げる事業について具体的に企画・立案の検討を行う。

- 2 事務局は、京都府商工労働観光部経済交流課内に設置する。
- 3 事務局長は、京都府商工労働観光部経済交流課長とする。
- 4 事務局長は、事務及び事業執行をつかさどる。

#### (その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、事務局において別に定める。

附 則

#### (施行期日)

この規約は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

#### (施行期日)

この規約は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

#### (施行期日)

この規約は、平成30年7月20日から施行する。